

長野県営総合射撃場
管理業務仕様書

令和 8 年 7 月
長野県林務部
森林づくり推進課

目 次

第1	趣旨	3
第2	施設の概要	
1	施設の名称	3
2	所在地	3
3	概要	3
第3	管理の基準	
1	基本的な考え方	4
2	関係法令の遵守	4
3	施設の休場日、利用時間等	4
4	適正な人員配置	5
5	情報公開、個人情報の保護	5
6	危機管理対策	5
7	環境保全	5
第4	業務の範囲及び内容	
1	利用許可の基準	5
2	施設の維持管理	5
3	業務再委託	7
4	自主事業の実施	7
5	利用料金の徴収	7
6	賠償責任保険の加入	7
7	管理運営状況の評価及び公表	7
8	その他	7
第5	リスク分担	
1	リスク分担表	8
2	原状回復義務等	10
第6	管理に要する経費	
1	管理運営経費の考え方	10

第7 事業継続が困難になった場合等の措置等

- 1 指定管理者に対する実地調査等 10
- 2 事業継続が困難となった場合の措置 10

第8 その他

- 1 協定の締結 10
- 2 関係帳簿の保存年限 11
- 3 引継ぎ 11
- 4 その他 11

<添付資料>

長野県営総合射撃場の運営状況（過去3年間の実績）

長野県営総合射撃場備品一覧

第1 趣旨

本仕様書は、長野県営総合射撃場（以下「射撃場」という。）の指定管理者が行う業務の内容及び履行方法について定める。

第2 施設の概要

- 1 施設の名称 長野県営総合射撃場
- 2 所在地 長野県上伊那郡辰野町大字沢底字山寺山 2209－1 他
- 3 概要
 - (1) 敷地面積 17.18ha

- (2) 施設別建築面積及び構造 単位：㎡

施設の名称	構造・階数	建築面積等	延べ面積
管理研修棟	RC、2 階建	661.70	764.67
空気銃射屋	S、1 階建	244.20	244.20
ライフル射屋	RC、1 階建	77.79	77.79
外便所 A	W、1 階建	8.81	8.81
外便所 B	W、1 階建	8.81	8.81
プーラーハウストラップ A	RC、1 階建	7.20	7.20
プーラーハウストラップ B	RC、1 階建	7.20	7.20
プーラーハウススキート A	RC、1 階建	7.20	7.20
プーラーハウススキート B	RC、1 階建	7.20	7.20
駐車場	2 箇所	130 台収容	

- (3) 射撃場の内容

クレ射撃場・・・(社) 日本クレ射撃場協会公認区分 AA 級

- ・ トラップ専用射撃場 2 面
- ・ スキート専用射撃場 1 面
- ・ スキート、ラビット併設射撃場 1 面

空気銃射撃場 1 面

- ・ 10m 覆道式 15 射座

ライフル射撃場 1 面

- ・ 100m 固定標的、バッフル式 5 射座

第3 管理の基準

1 基本的な考え方

管理業務に関する基本的考え方は次のとおりです。

- (1) 関係法令及び条例等を遵守すること。
- (2) 施設設備及び備品の維持管理を適切に行なうこと。
- (3) 業務に関して取得して利用者等の個人に関する情報を適切に取扱うこと。
- (4) 公の施設であることを常に念頭において、施設の利用に関し公平性を確保すること。
- (5) 利用者の意見等を管理運営に反映させ、利用者の満足度を高めていくこと。
- (6) 効率的な施設の管理運営に努めること。
- (7) 使用したクレー、薬きょう、鉛等の回収を適切に実施する等、環境に配慮した運営を行なうこと。

2 関係法令の遵守

地方自治法及び次に掲げる関係法令並びに長野県営総合射撃場条例（昭和 50 年条例第 8 号）、同管理規則（昭和 50 年規則第 8 号）、長野県情報公開条例（平成 12 年条例第 37 号）、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）、個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 4 年条例第 38 号）、県と指定管理者が締結する協定及び本仕様書を遵守することとします。

- (1) 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和 33 年法律第 6 号）（以下「銃刀法」という。）
- (2) 銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和 33 年政令第 33 号）（以下「銃刀法施行令」という。）
- (3) 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和 33 年総理府令第 16 号）（以下「銃刀法施行規則」という。）
- (4) 指定射撃場の指定に関する内閣府令（昭和 37 年総理府令第 46 号）（以下「内閣府令」という。）
- (5) 火薬類取締法（昭和 25 年法律第 149 号）
- (6) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）

3 施設の休場日、利用時間等

現行の休場日及び利用時間は次のとおりです。ただし、利用者へのサービス向上の観点等から指定管理者の提案により変更することが可能です。

(1) 休場日

射撃場の休場日は、毎週月曜日及び火曜日並びに 12 月 1 日から 3 月 31 日までとします。

(2) 利用時間

射撃場の利用時間は、午前 8 時 30 分から午後 5 時までとします。

(3) その他

指定期間内に、本施設において鉛等による環境問題が発生した場合、該当する施設を閉鎖することがあります。

4 適正な人員配置

当該射撃場は、銃刀法第9条の2第1項に基づく指定射撃場及び同法同条の4第1項に基づく教習射撃場の指定を受けていることから、指定管理者は、同法に基づく管理者並びに教習射撃指導員を配置してください。

関係法令	資格（業務名）
銃刀法、銃刀法施行規則	教習射撃指導員
銃刀法、内閣府令	管理者

5 情報公開、個人情報の保護

(1) 情報公開

施設の管理運営にあたって、情報の公開に関し必要な措置を講じることとします。

(2) 管理運営を通じて取得した個人情報の取扱い

ア 指定管理者及び施設業務に従事している者は、個人情報の適切な管理のため、協定に基づき必要な措置を講じるとともに、当該施設の管理運営に関して知りえた秘密を他にもらし、又は自己の利益のために利用してはなりません。

イ 指定管理者の指定期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者を退いた後においても前記と同様とします。

6 危機管理対策

(1) 緊急時対策、防犯・防災対策マニュアルの作成及び職員指導

緊急事態等に対応するため、対応マニュアルを作成するとともに、職員等に周知徹底を図ることとします。

7 環境保全

施設の管理運営にあたっては、使用済みのクレー、薬きょう、鉛等回収を適切に実施する等、環境への配慮を行なうものとします。

第4 業務の範囲及び内容

1 利用許可の基準

次の各号の一に該当する場合は、許可してはならないものとします。

ア 公の秩序又は善良の風俗に反する恐れがあるとき。

イ 施設又は設備を汚損し、損傷し、又は亡失する恐れがあるとき。

2 施設の維持管理等

指定管理者は、射撃場の適正な運営を図るため、次に掲げる業務を行なうものとします。

(1) 施設等の維持

ア 建物及び施設、設備の維持、修繕（リスク分担表による）

イ 敷地内の樹木の維持管理

(2) 施設の管理

ア 警備業務

施設内及び敷地内の防犯、防火に万全を期してください。

イ 清掃業務等

施設内及び敷地内について、美観の維持に心がけ施設として安全快適な利用を図るための、日常清掃及び定期的な清掃を実施してください。

- ① 施設内の日常的な清掃
- ② 施設内の定期的な清掃
- ③ 射撃場場内（花壇等含む）の清掃、草刈

ウ 施設、設備の維持点検

施設名	業務内容	条件等
管理研修棟	・消火器、自動火災報知設備、誘導灯の保守点検	・機器点検 1 回 ・総合点検 1 回
トラップ射撃場 スキート射撃場 (ラビット含む)	・放出機の保守点検、整備 ・放出機管理簿の整備	・円滑な利用の確保
ライフル射撃場	・バッフル等の点検	・跳弾等を防止し安全な利用を図る
空気銃射撃場	・射屋内点検	・円滑な利用の確保
水道	・受水槽、配水槽の清掃、点検 ・送・排水ポンプの運転操作、点検 ・水質検査	・飲料水の円滑な供給 ・飲料水としての維持
浄化槽	・清掃、点検 ・汲取り管理	・施設の衛生的な利用の確保 ・合併浄化槽の適正な管理
外便所	・汲取り管理	・施設の衛生的な利用の確保

(3) 備品等の管理

- ① 善良な管理により、利用に際し不具合のないよう日常的に点検してください。
- ② 教習銃の適正な管理に務め、盗難や利用にかかる事故等が発生しないようにしてください。

(4) 薬きょう、クレー、コロス、及び鉛弾の回収

- ① 薬きょう、クレー、コロス、の回収については、日常及び定期的に行なうとともに、処理については関係法令に基づき適切な処理を行なってください。
- ② 鉛弾の回収については、平地部分及び側溝、集水桝について年 2 回以上実施するとともに、処理については関係法令に基づき適切な処理を行ってください。

(5) その他

- ① 町道から射撃場にいたる取付け道路（林道）については、必要に応じ草刈や除雪を実施するなど、利用の安全を確保してください。

3 業務の再委託

指定管理者は、保守点検等の個別業務について、あらかじめ協議のうえ第三者に委託することができます。ただし、本事業の全部を第三者に委託し、又は請け負わせることはできません。

4 自主事業の実施

自主事業については、次の事項を遵守したうえで実施することができます。

- (1) 指定管理者は、施設の設置目的を果たすために必要に応じ行うものとします。
- (2) 自主事業を実施する場合は、あらかじめ県と協議するものとします。また、施設運営に直結するクレー代金等の変更にあたっては事前に県と協議するものとします。
- (3) 指定管理者が自主事業を行う場合の施設利用については、利用者の利用に影響がないように配慮するものとします。

5 利用料金の徴収

(1) 利用料金制

施設等の利用料金については、地方自治法第 244 条の 2 第 8 項の規定に基づく利用料金制を採用していますので、指定管理者の収入として全額収受することができます。

(2) 利用料金等の設定

利用料金については、長野県営総合射撃場条例に定める額を上限に設定してください。

6 賠償責任保険の加入

指定管理者は、指定期間中、次に掲げる内容の施設賠償責任に加入するものとします。

なお、この保険の被保険者は指定管理者、県の双方とします。

- (1) 身体賠償保険金 1 名につき 2 億円以上、1 事故につき 4 億円以上
- (2) 財物賠償保険金 1 事故につき 2 千万円以上

7 管理運営状況の評価及び公表

指定管理者は、「指定管理者制度導入施設におけるモニタリング要領」（以下「モニタリング要領」という。）に基づき、指定管理者は毎事業年度終了後、モニタリング要領様式 2（以下「管理運営状況表」という。）の指定管理者が記載すべき事項に記載した上で、毎年度 6 月末までに県へ提出します。

県は、管理運営状況表の県が記載すべき欄に記載の上、毎年度 8 月末までに県ホームページにおいて管理運営状況表を公表します。

8 その他

(1) 施設等の利用促進のための調査、研究及び資料の収集に関する業務

指定管理者は、7 以外に自主的に調査、研究及び資料収集等を心がけるものとします。

(2) 事業計画書の提出

協定に基づき、毎年2月末日までに、次の項目を網羅した翌年度の事業計画書を提出するものとします。

ア 管理運営の体制

イ 事業の概要及び各事業の実施時期

ウ 管理運営経費、収支計画及び予算執行計画

エ その他県が必要と認める事項

(3) 定期報告書の提出

協定に基づき、次の定期報告書を提出するものとします。

ア 毎月の管理運営状況（利用実績、利用料の額等）の詳細について、月次報告書を作成し、翌月10日までに提出するものとします。

イ 毎年度事業終了後2ヶ月以内に、業務の実施状況、利用状況、経理の状況を記載した事業報告書を提出し、県の承認を受けるものとします。

第5 リスク分担

1 リスク分担表

県と指定管理者の間におけるリスク分担は、次表のとおりとします。

リ ス ク 分 担

項目	指定管理者	県
施設の維持管理（建物内外の清掃、植栽木等の管理、林道の除雪、草刈含む）	○	
施設（建物、構築物、放出機、機械施設等）の保守点検	○	
射撃場内の管理（使用済みクレー及び菓きょう等の回収処理）	○	
施設・設備の経年劣化等による損傷に係る補修 （10 万円以下のもの、ただし、施設の入替えを含め年間総額 30 万円を上限とする。）	○	
施設・設備の経年劣化等による損傷に係る補修 （上記以外）		○
経年劣化による施設・設備の入替え等 （10 万円以下のもの、ただし、補修を含め年間総額 30 万円を上限とする。）	○	
経年劣化による施設・設備の入替え等 （上記以外）		○
射撃場内の鉛の回収処理（平地及び側溝、集水桝）	○	
射撃場内の鉛の回収処理（傾斜地）	鉛の堆積状況により	
安全衛生管理（水道の水質検査、便所の汲取り、浄化槽汲取り、清掃、点検）	○	
内閣府令に基づく届出、日本クレー射撃場協会公認手続き等	○	
射撃場協会等への加入	○	
電気代、電話代の支払い（休場期間分を含む）	○	
射撃場内外の水質調査（4 箇所）		○
業務に関連して取得した利用者等の個人に対する情報の漏えい等による利用者等に対する対応	○	
不可抗力（暴風、豪雨、洪水、地震、火災その他の県又は指定管理者のいずれの責にも帰すことができない自然的又は人為的な現象）に伴う、施設、設備の修復（注）	別途協議	
事故、火災による施設損傷の回復	○	△
施設利用者の被災に対する責任	○	△
射撃場の賠償責任保険加入	○	
包括的な管理責任		○

（○…負担が発生するもの、△…状況により負担が発生するもの）

（注）指定管理者が加入する保険で対応できる場合は、保険による対応を優先し、保険金額を超える部分については、甲乙協議して決定するものとする。

2 原状回復義務等

- (1) 指定管理者は、施設・設備（以下「施設等」という。）を変更しようとするときは、あらかじめ県と協議することとします。
- (2) 指定管理者は、指定期間が満了したとき、又は指定を取り消された場合は、県の指示により施設等を現状に回復しなければなりません。
- (3) 指定管理者は、施設等を毀損、又は亡失したときは、県の指示により原状に回復し、又は損害を賠償しなければなりません。

第6 管理に要する経費

1 管理運営経費の考え方

- (1) 管理運営の経費は、利用料金収入をもって充て、別途県からの指定管理料の支払いは行いません。
- (2) 管理運営経費と利用料金との差額は、自主事業収入を持って充てることができます。

第7 事業継続が困難となった場合等の措置等

1 指定管理者に対する実地調査等

- (1) 県は、管理業務の適正を期するため、指定管理者に対し、第4の8の（3）に定めるもののほか管理運営業務に関し必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査することができることとします。
- (2) 県は、前項の調査及び報告に基づき、管理運営業務の適正を期するため、指定管理者に対し、必要な措置を講ずるよう指示することができることとします。

2 事業継続が困難となった場合の措置

- (1) 指定管理者の責めに帰すべき事由により適正な管理運営が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合には、県は指定管理者に対して改善勧告を行い、期間を定めて改善策の提出及び実施を求めることができることとします。
- (2) 指定管理者の財務状況が著しく悪化し、指定に基づく施設運営の継続が困難と認められる場合は、県は、指定管理者の指定を取り消すことができることとします。
- (3) (1)又は(2)により指定管理者の指定を取り消された場合には、指定管理者は県に対して生じた損害を賠償することとします。
- (4) 不可抗力その他県又は指定管理者の責めに帰することができない事由により、施設運営の継続が困難となった場合は、県と指定管理者は施設運営の可否について協議することとします。

第8 その他

1 協定の締結

県と指定管理者は、業務を実施する上で必要となる事項について協議し、これに基づき指定期間全体に共通した事項について、包括的な基本協定を締結します。

2 関係帳簿の保存年限

指定管理者として作成した関係帳簿については、その帳簿閉鎖の時より5年間保存するものとします。

3 引継ぎ

県議会において指定管理者の指定について議決された後、本施設の管理業務開始前までに、現指定管理者（令和8年度までの指定管理者）、新指定管理者（令和9年度から令和13年度までの指定管理者）及び県の参加により管理業務の引継ぎを行うものとします。

指定期間終了後、引き続き指定管理者の指定を受けない場合は、指定期間終了前までに、新指定管理者、次期指定管理者（令和14年度からの指定管理者）及び県の参加により管理業務の引継ぎを行うものとします。

また、現指定管理者が作成した本施設のホームページについては、支障のない範囲において、その内容を指定管理者に引き継ぐものとし、新指定管理者から次期指定管理者への引継ぎにおいても同様とします。

なお、業務引継ぎに要した経費については、各団体の負担とします。

4 その他

県議会の議決を経るまでの間に指定管理者に指定することが著しく不相当と認められる事情が生じたときは、指定管理者に指定しないことがあります。

なお、議会の議決が得られなかった場合並びに否決された場合においても、管理運営の準備のために支出した費用について、県では補償しません。